

鳥インフルエンザ感染対策の大幅な拡充に関する意見書（案）

高病原性鳥インフルエンザの感染が各地で相次ぎ、養鶏農家の経営を直撃するとともに、一部で鶏肉や鶏卵価格への影響も懸念されている。南下してきた渡り鳥が感染源になったと見られ、全国どこでも感染が起こり得るかつてない事態である。

渡り鳥への感染は、死亡した野鳥が見つかることで初めて分かる例が大半であり、政府は、情報を明らかにして養鶏農家などに警戒を呼び掛けるとともに、国民にも広く協力を求めていく必要がある。

養鶏農家では、ねずみなど小動物の出入りを防ぐよう、鶏舎を防護ネットで覆う対策や、ウイルスが人の靴や車のタイヤなどに付いて持ち込まれないよう鶏舎の出入口などを石灰で消毒する対策等が採られているが、いずれも万全とは言えない。防護ネットなどの費用や消毒などの手間が掛かり、更には一旦感染が判明した場合、鶏舎の全ての鶏を殺処分することになるため、経済的、肉体的、精神的に、養鶏農家の負担は甚大である。

渡り鳥は暖かくなれば北へ帰るが、国内でもウイルスが増殖する事態になれば、年間を通じて感染が拡大する危険もある。感染ルートの解明や感染を予防する技術の開発を含め、アジアの国々とも連携して感染防止対策を充実させていくことが不可欠である。

感染の広がりを封じ込めるため、野鳥の感染に係る監視はもちろん、全国的な防疫体制の強化を行うとともに、被害を受ける養鶏農家への補償や関連自治体への支援など、対策を尽くすことが重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、鳥インフルエンザの感染対策を大幅に拡充するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

} 宛て